別 表 (十)
平三十・四
•
_
以後終了事業年度分

流施設の設置等を行う会社への出資に係る特別								業度	法人名	1
特	定会社の名称1						当 其 一 耳	钥	その他の場合の取崩額 7	-
本店又は主たる事務所の所在地 2							莧		計 (4)+(5)+(6)+(7) 8	
期	首 特 別 持	勘定	残	額	3		円 君	É	引 特 別 勘 定 残 高 9	1
当期取崩額	特定株式の全部 ないこととなっ				4		海	或	同上のうち前期末までに益金 の額に算入された金額	- 1116
	特定株式の減額した場				5		筝	争	当期中において益金の額に 算入すべき金額 11) 2
	特定株式に配当を受けた				6		其	期	末 特 別 勘 定 残 高 12 12	
	特 定 株 式 の 保						有		状 況 等 の 明 細	
区 分						分		株 式 数 帳簿価額等 ① ②		
期首現在の保有特定株式の数及び帳簿価額 13							.3	株 円		
当期中								.4		
の増減	特定株式につき帳簿価額を減額した金額 15							.5		
差	差引期末現在の保有特定株式の数及び帳簿価額 (13) - (14) - (15)									
特	特定株式につき当期に受けた利益の配当の額 17									

法 0301-1010

別表十(十)の記載の仕方

この明細書は、青色申告法人が平成4年改正措置法附則 第27条 (関西文化学術研究都市における文化学術研究交流 施設の設置等を行う会社に対し出資をした場合の課税の特 例に関する経過措置) 又は平成3年改正措置法附則第18条 《東京湾横断道路の建設事業を行う会社に対し出資をした 場合の課税の特例に関する経過措置》の規定の適用を受け る場合に記載します。